

多賀城市民スポーツクラブ活動会員会則

(趣旨)

第1条 この会則は、クラブ定款第6条第1項第3号に規定する活動会員のうち、クラブが主催するスクール事業に参加する活動会員(以下「会員」という。)の会費、その他入会手続き等について定めたものです。

(入会の手続き)

第2条 会員の入会手続きは、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて行います。

2 前項の手続きの際、健康状態の申告をしていただきますが、医師などから運動を制限又は禁止されている方、および以下に例示する方については申し込みができません。なお、申込時点で服薬、通院されている方は、ご自身で医師に相談、判断のうえ自己責任でスクールに参加するものとします。

- (1) 伝染病その他第三者に感染する恐れのある疾病に罹患している方
- (2) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方

(会費)

第3条 会員の会費は、次の2種類とします。

- (1) 年会費 スクール事業に参加する前提としてクラブの活動全般について支援するもので、年を単位として負担していただくものです。ただし、正会員会費を納めている会員については免除になります。
- (2) 月会費 スクールの運営に必要な費用に充てられるもので、支払いの方法が選択できます。

2 前項の会費の額、支払い方法は、クラブが別に定めます。

3 納入済みの会費は、原則として返金しません。

(会員証の発行)

第4条 クラブは、会員に会員証を発行します。

2 会員は、スクールに参加するときは、会員証を受付に提出しなければなりません。

3 会員証は、本人にのみ有効です。

(休会)

第5条 会員は、休会する月の前月末日までに所定の休会届をクラブに提出することにより休会することができます。

2 1回の休会届による休会期間は、1か月から3か月までとし、引き続き休会の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することが必要です。

3 休会の期間は、連続して最大6か月までとし、それ以上の期間に渡る場合は、退会の手続きを取っていただきます。

(退会)

第6条 会員は、退会する月の10日までに所定の退会届をクラブに提出することにより退会することができます。

2 前項の期日まで手続きを行った場合、既に支払済の月会費があるときは、翌月分以降の分が返金されます。ただし、その期日を過ぎると翌々月分からの返金となります。

3 退会した後、同じ年度内に再入会する場合は、年会費の支払いは免除されます。

4 会員の都合により会費の支払いが3か月以上滞った場合は、自動的に退会の扱いとします。

(届出事項の変更)

第7条 会員は、住所、氏名など入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに所定の変更届を提出しなければなりません。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行します。